

京都市上下水道企業管理規程第18号

京都市水道局及び下水道局組織及び事務処理規程の全部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局組織及び事務処理規程の全部を改正する規程
京都市水道局及び下水道局組織及び事務処理規程の全部を次のように改める。

京都市上下水道局組織及び事務処理規程

第1章 総則

(組織)

第1条 京都市上下水道局に次の表に掲げる部又はセンター、課及び係長又は係を置く。

部又はセンター の名称	課の名称	係長又は係の名称
総務部	総務課	庶務係, 調査係, 経営企画係, 財産管理係
	職員課	人事係長, 給与労政係長, 厚生係長, 研修係長
	経理課	主計第1係, 主計第2係, 出納係
	用度課	検収係, 契約係
	営業課	管理係, 水道料金係, 下水道使用料係
	情報化推進課	
	地域水道課	

水道部	管理課	庶務係, 浄水係, 施設情報係
	企画調整課	計画係, 技術管理係
	給水課	事務係, 給水係
	配水課	事務係, 配水係, 整備係, 路面復旧係
	工務課	事務係, 設計係, 設備係, 工事係
下水道部	管理課	庶務係, 技術係, 管路情報係, 排水設備係
	施設課	事務係, 技術係, 水質指導係
	計画課	事業係, 企画係
	管路設計課	設計第1係, 設計第2係
	施設設計課	設計第1係, 設計第2係
	管路建設課	事務係, 工事第1係, 工事第2係
	施設建設課	事務係, 工事第1係, 工事第2係
水質管理 センター	水質第1課	
	水質第2課	

2 総務部に次の表に掲げるセンター及び営業所(以下「総務部事業所」という。)を、
総務部事業所に係を置く。

事業所の名称	係の名称
資器材・防災センター	管財係, 量水器係
東山営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係
山科営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係
北営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係
丸太町営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係
右京営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係

西京営業所	お客さまサービス係，点検係，料金係，給水工事係
左京営業所	お客さまサービス係，点検係，料金係，給水工事係
九条営業所	お客さまサービス係，点検係，料金係，給水工事係
伏見営業所	お客さまサービス係，点検係，料金係，給水工事係

3 水道部に次の表に掲げる事務所及び浄水場（以下「水道部事業所」という。）を，水道部事業所に課及び係を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称
配水事務所	調整課	事務係
	施設第1課	施設係，工事係
	施設第2課	施設係
	漏水防止課	計画係，漏水防止係
蹴上浄水場		
松ヶ崎浄水場		
山ノ内浄水場		
新山科浄水場		
疏水事務所		管理係，施設係，設備係

4 下水道部に次の表に掲げるセンター及び事務所（以下「下水道部事業所」という。）を，下水道部事業所に課及び係を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称
鳥羽水環境保全センター	調整課	事務係，技術係
	水処理第1課	施設係，処理係
	水処理第2課	施設第1係，処理第1係
施設第2係，処理第2係		

	汚泥処理課	施設係
きた管路管理センター		事務係, 管理係, 技術係
みなみ管路管理センター		事務係, 管理係, 技術係
ポンプ施設事務所		
吉祥院水環境保全センター		施設係, 処理係
伏見水環境保全センター		施設係, 処理係
石田水環境保全センター		施設係, 処理係

5 水質管理センター, 総務部事業所, 水道部事業所及び下水道部事業所の主たる事務所は, 次の各号に掲げる位置に設置する。

- (1) 水質管理センター 京都市東山区栗田口華頂町 3 番地
- (2) 資器材・防災センター 京都市南区上鳥羽鉾立町 11 番地 3
- (3) 東山営業所 京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町 43 番地 3
- (4) 山科営業所 京都市山科区柳辻西浦町 1 番地 11
- (5) 北営業所 京都市北区衣笠東御所ノ内町 43 番地
- (6) 丸太町営業所 京都市上京区丸太町智恵光院下る主税町 1120 番地
- (7) 右京営業所 京都市右京区西院金槌町 15 番地 4
- (8) 西京営業所 京都市西京区上桂森下町 27 番地 1
- (9) 左京営業所 京都市左京区高野竹屋町 4 番地 1
- (10) 九条営業所 京都市南区西九条菅田町 7 番地 3
- (11) 伏見営業所 京都市伏見区深草石橋町 18 番地 1
- (12) 配水事務所 京都市右京区山ノ内五反田町 15 番地
- (13) 蹴上浄水場 京都市東山区栗田口華頂町 3 番地

- (14) 松ヶ崎浄水場 京都市左京区松ヶ崎中海道町 9 番地
- (15) 山ノ内浄水場 京都市右京区山ノ内五反田町 18 番地
- (16) 新山科浄水場 京都市山科区勸修寺丸山町 1 番地
- (17) 疏水事務所 京都市左京区聖護院蓮華蔵町 35 番地
- (18) 鳥羽水環境保全センター 京都市南区上鳥羽搭ノ森梅ノ木 1 番地
- (19) きた管路管理センター 京都市上京区丸太町通智恵光院下る東入主税町
936 番地
- (20) みなみ管路管理センター 京都市伏見区桃山町丹下 14 番地 10
- (21) ポンプ施設事務所 京都市伏見区北端町 78 番地
- (22) 吉祥院水環境保全センター 京都市南区吉祥院東浦町 1 番地
- (23) 伏見水環境保全センター 京都市伏見区横大路千両松町 255 番地
- (24) 石田水環境保全センター 京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地

6 下水道部事業所のうち、きた管路管理センター及びみなみ管路管理センターに次の表に掲げる支所を、支所に係を置く。

支所の名称	係の名称
きた管路管理センター東部支所	事務係，管理係，技術係
きた管路管理センター八条支所	事務係，管理係，技術係
みなみ管路管理センター山科支所	事務係，管理係，技術係
みなみ管路管理センター西部支所	事務係，管理係，技術係

7 前項に規定する支所を、次の各号に掲げる位置に設置する。

- (1) 東部支所 京都市左京区川端通丸太町下る下堤町 94 番地 8
- (2) 八条支所 京都市南区東九条東山王町 12 番地 3
- (3) 山科支所 京都市山科区柳辻草海道町 35 番地 2
- (4) 西部支所 京都市西京区大枝東長町 1 番地 343

(職名)

第2条 局に次長，部に部長，課に課長，係に係長を置く。

2 局にみず政策監又は理事を置くことがある。

3 部に担当部長又は担当課長，課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長，係に担当係長又は主任若しくは職長を置くことがある。

4 職員課に研修担当課長を置くことがある。

5 水質管理センターに所長，課に課長を置く。

6 総務部事業所

(1) 資器材・防災センターに所長，係に係長を置く。

(2) 営業所に所長，係に係長を置く。

7 水道部事業所

(1) 配水事務所に所長，課に課長，係に係長を置く。

(2) 浄水場に場長を置く。

(3) 疏水事務所に所長，係に係長を置く。

8 下水道部事業所

(1) 水環境保全センターに所長，課に課長（鳥羽水環境保全センターに限る。），係に係長を置く。

(2) 管路管理センターに所長，係に係長を置く。

(3) 管路管理センター支所に支所長，係に係長を置く。

(4) ポンプ施設事務所に所長を置く。

9 水質管理センター，総務部事業所，水道部事業所及び下水道部事業所に担当課長，所長補佐，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長，浄水場及び係に主任又は職長を置くことがある。

(職務)

第3条 部長，水質管理センター所長，課長及び係長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 みず政策監は，上司の命を受け，上下水道事業政策を総合的に総括し，調整する。

3 理事は，上司の命を受け，担当事務を掌理する。

4 次長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

5 担当部長，担当課長，担当課長補佐，担当係長及び主任は，上司の命を受け，担当事務を処理し，所属職員があるときは，これを指揮監督する。

6 職員課研修担当課長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，所属職員があるときは，これを指揮監督する。

7 課長補佐及び担当課長補佐は，課長が定める事務について課長を補佐する。

8 資器材・防災センター所長及び営業所長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

9 配水事務所長，浄水場長及び疏水事務所長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

10 鳥羽水環境保全センター所長，管路管理センター所長，管路管理センター支所長，ポンプ施設事務所長及び水環境保全センター所長（鳥羽水環境保全センターを除く。）は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

11 前条第9項に規定する担当課長，所長補佐，課長補佐，担当課長補佐は，上司の定める事務についてこれを補佐する。

第4条 次長，部長，水質管理センター所長及び課長は，その所属職員の配置を定め，係長は，所属職員の分担事務を定める。

2 第2条第6項，第7項及び第8項に規定する所長，場長，支所長及び課長は，その所属職員の配置を定め，係長は，所属職員の分担事務を定める。

(代理)

第5条 次長に事故があるときは、主管事務につき部長又は水質管理センター所長がその職務を代理する。

2 部長又は水質管理センター所長に事故があるときは、主管事務につき課長がその職務を代理する。

3 課長に事故があるときは、その主管事務につき課長補佐又は係長がその職務を代理する。

4 資器材・防災センター所長及び営業所長に事故があるときは、あらかじめ上司の定めた者がその職務を代理する。

5 配水事務所長、浄水場長、疏水事務所長及び配水事務所の課長に事故があるときは、あらかじめ上司の定めた者がその職務を代理する。

6 鳥羽水環境保全センター所長、管路管理センター所長、管路管理センター支所長、ポンプ施設事務所長、水環境保全センター所長（鳥羽水環境保全センターを除く。）及び鳥羽水環境保全センターの課長に事故があるときは、あらかじめ上司の定めた者がその職務を代理する。

第2章 事務分掌

第1節 総務部

（総務課）

第6条 総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 管理者公印の管守に関すること。
- (3) 上下水道事業の苦情処理に関すること。
- (4) 上下水道事業の文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (5) 事故処理に関すること。
- (6) 庁内取締りに関すること。

- (7) 企業管理規程，訓令甲その他重要な経伺文書の審査に関する事。
- (8) 法令及び例規の解釈に関する事。
- (9) 上下水道統計の統括に関する事。
- (10) 広報に関する事。
- (11) 広聴に関する事。
- (12) 内部監査に関する事。
- (13) 上下水道事業の経営管理の推進，調整に関する事。
- (14) 上下水道事業の経営企画に関する事。
- (15) 上下水道事業の経営計画に関する事。
- (16) 上下水道事業の経営分析及び評価に関する事。
- (17) 用地（疏水運河用地を除く。）に関する事。
- (18) 事業用建物に関する事。
- (19) 営繕に関する事。
- (20) 資器材・防災センターに関する事。
- (21) 琵琶湖疏水記念館に関する事。
- (22) 部内各課の所管に属しない事。
- (23) その他水道部，下水道部及び水質管理センターの主管に属しない事。

(職員課)

第7条 職員課の事務分掌は，次のとおりとする。

- (1) 上下水道局職員（以下「職員」という。）の人事に関する事。
- (2) 職員の労務に関する事。
- (3) 労働組合に関する事。
- (4) 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (5) 京都市上下水道局職員等厚生会に関する事。

- (6) 職員の研修計画の策定及び実施に関すること。
- (7) 人権文化の構築及び人権意識の高揚を図るための調整並びに推進に関すること。
- (8) 職員の倫理の保持に関すること。
- (9) 職員の服務規律に関する指導及び服務監察に関すること。
- (10) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関すること。
- (11) 職員の提案に関すること。
- (12) 庁内誌の発行に関すること。

(経理課)

第8条 経理課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 資金計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会計に関すること。
- (4) 国庫補助金に関すること。
- (5) 上下水道事業の金銭及び有価証券の出納保管に関すること。
- (6) 用地、建物等の取得及び処分価額並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関すること。ただし、地域水道課に係るものを除く。

(用度課)

第9条 用度課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道事業の契約に関すること。
- (2) 上下水道事業の検収に関すること。
- (3) 契約に関する調査及び事務の指導に関すること。
- (4) 競争入札等運用委員会に関すること。

(営業課)

第10条 営業課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道事業に関する市民からの申出の窓口取扱いに関する事。
- (2) 業務統計に関する事。
- (3) 営業所に関する事。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関する事。
- (5) 予納金の徴収に関する事。
- (6) 水道メーター損失弁償金の徴収に関する事。
- (7) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関する事。
- (8) 井戸汚水等の認定に関する事。
- (9) 京都市公共下水道事業条例第17条第4項に規定する認定に関する事。
- (10) 下水道使用料の長期滞納対策に関する事。
- (11) 地方自治法附則第6条第3項の規定に基づく下水道使用料の徴収に関する事。

(情報化推進課)

第11条 情報化推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 情報化の推進に関する調査、企画及び調整に関する事。
- (2) 情報処理システムの総括に関する事。

(地域水道課)

第12条 地域水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 地域水道事業の調査、計画及び実施に関する事。
- (2) 地域水道事業に係る土地の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関する事。
- (3) 京都市公共下水道事業条例第1条の3第1号に規定する区域計画以外の地域

に係る下水道事業の調査及び計画に関すること。

第2節 水道部

(管理課)

第13条 管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 事故処理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 原水の確保及び運用に関すること。
- (5) 活性炭の需給調整、検査、管理及び出納に関すること。
- (6) 浄水場及び疏水事務所に関すること。
- (7) 管路情報管理システムに関すること。
- (8) その他部内他の課の所管に属しないこと。

(企画調整課)

第14条 企画調整課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道整備事業に係る総合的な企画調整に関すること。
- (2) 水道整備事業に係る統計に関すること。
- (3) 水道施設に関する企画及び調査に関すること。
- (4) 水道技術管理者に属する事務に関すること。
- (5) 水利権に関すること。

(給水課)

第15条 給水課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (2) 給水装置工事及び補助配水管工事の指導に関すること。
- (3) 給水装置工事事業者に関する材料に関すること。

(4) 水道メーターに係る資器材・防災センターとの連絡調整に関する事。

(配水課)

第16条 配水課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 配水管及びその付帯施設の整備に関する事。
- (2) 配水管の工事の設計（工務課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事の設計（工務課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 路面復旧工事の施行及び検収に関する事。
- (5) 配水事務所に関する事。

(工務課)

第17条 工務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設及び配水管の布設に伴う給水装置の連絡替工事の設計に関する事。
- (2) 水道施設及び配水管の布設に伴う給水装置の連絡替工事の工事の施行に関する事。

第3節 下水道部

(管理課)

第18条 管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 部の庶務に関する事。
- (2) 事故処理に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 部に属する諸企画及び事業の審査並びに進行管理（終末処理場を除く。）に関する事。
- (5) 公共下水道施設（終末処理場を除く。）の維持管理に関する事。
- (6) 路面復旧工事の施行及び検収に関する事。

- (7) 指定下水道工事業者に関すること。
- (8) 排水設備工事及び水洗便所工事の指導及び業務改善に関すること。
- (9) 水洗便所の普及の計画及び実施に関すること。
- (10) 水洗便所築造工事貸付金償還金（未納分に限る。）に関すること。
- (11) 排水設備の設置指導に関すること。
- (12) 下水道法による水洗便所への改造命令等に関すること。
- (13) 私道内下水道整備に関すること。
- (14) 公共下水道の供用開始に関すること。
- (15) 管路管理センター及びポンプ施設事務所に関すること。
- (16) その他部内他の課の所管に属しないこと。

(施設課)

第19条 施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道施設（管渠及びポンプ場を除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 水環境保全センターに関すること。
- (3) 水質管理センターとの連絡調整に関すること。
- (4) 下水道法による使用の開始，特定施設の設置等に係る届出及び報告の徴収並びに京都市公共下水道事業条例による除害施設の設置等に係る届出に関すること。
- (5) 汚水の処理施設及び除害施設の設置等の調査及び指導に関すること。
- (6) 特別汚水の認定に関すること。

(計画課)

第20条 計画課の事務分掌は、次のとおりとする。

公共下水道の事業計画，施設計画及び調査研究に関すること。

(管路設計課)

第21条 管路設計課の事務分掌は、次のとおりとする。

公共下水道拡張工事及び施設改良工事（終末処理場及びポンプ場を除く。）の設計に関すること。

（施設設計課）

第22条 施設設計課の事務分掌は、次のとおりとする。

終末処理場、ポンプ場及び管渠の揚排水関連設備の施設並びに改良の設計に関すること。

（管路建設課）

第23条 管路建設課の事務分掌は、次のとおりとする。

公共下水道拡張工事の施行及び施設改良工事（終末処理場及びポンプ場を除く。）の施行に関すること。

（施設建設課）

第24条 施設建設課の事務分掌は、次のとおりとする。

終末処理場、ポンプ場及び管渠の揚排水関連設備の施工並びに施設改良工事の施行に関すること。

第4節 水質管理センター

（水質管理センター）

第25条 水質管理センターの事務分掌は、次のとおりとする。

水質第1課

- (1) センター及び課の庶務に関すること。
- (2) 事故処理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 水質浄化過程の試験、調査及び研究に関すること。
- (5) 上水道の水源並びに原水、ろ水及び浄水等の水質検査に関すること。
- (6) 水質についての試験、調査及び研究の受託に関すること。

- (7) 給配水管の腐食状態調査に関する事。
- (8) 水道事業用品の純度試験に関する事。
- (9) 水質統計に関する事。
- (10) 浄水場及び疏水事務所の水質に係る連絡調整に関する事。

水質第2課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 下水の水質試験、調査及び研究に関する事。
- (3) 下水の水質統計に関する事。
- (4) 水質に係る水環境保全センターとの連絡調整に関する事。

第5節 事業所

総務部事業所

(資器材・防災センター)

第26条 資器材・防災センターの事務分掌は、次のとおりとする。

管財係

- (1) 物品資材(水道メーター及び活性炭に関するものを除く。)の需給調整、検査、管理及び出納に関する事。
- (2) 車両及び機械器具の管理に関する事。
- (3) 車両の修理契約に関する事(1件200,000円以下のものに限る。)
- (4) その他所の庶務に関する事。

量水器係

- (1) 水道メーターの取替えの計画及び指導に関する事。
- (2) 水道メーターの統計に関する事。
- (3) 水道メーターの需給調整及び出納保管に関する事。
- (4) 水道メーターの企画、試験及び修理に関する事。

(5) 水道メーターに係る給水課との連絡調整に関する事。

(営業所)

第27条 営業所の事務分掌は、次のとおりとする。

お客さまサービス係

- (1) 上下水道に関する市民からの申出の窓口取扱いに関する事。
- (2) 給水の開始及び停止に関する事。
- (3) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関する事。
- (4) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関する事。
- (5) 加入金の調定及び徴収に関する事。
- (6) 予納金の額の決定及び予納金の調定、徴収並びに精算に関する事。
- (7) 水道メーター損失弁償の決定及びその弁償金の調定並びに徴収に関する事。
- (8) 給水装置工事の費用（給水装置の修繕料を除く。）並びに給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関する事。
- (9) 給水装置工事の費用の分割納入の承認に関する事。
- (10) 給水装置工所用材料の売却代金の調定及び徴収に関する事。
- (11) 所に属する給水装置用材料の出納保管に関する事。
- (12) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の保管に関する事。
- (13) 1件1,000,000円以下の補助配水管工事及び給水装置工事の請負契約及び検収に関する事。
- (14) 取付管新設工事及び排水設備工事の受付に関する事。
- (15) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関する事。
- (16) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の調定及び徴収に関する事。

(17) 給水装置の修繕料及び証明手数料の調定及び徴収に関すること。

(18) その他所の庶務に関すること。

点検係

(1) 水道の使用水量の決定に関すること。

(2) 水道料金及び下水道使用料の調定に関すること。

(3) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定及び当該使用料の調定に関すること。

(4) 水道メーターの出納管理に関すること。

(5) 水道の不正使用の取締りに関すること。

料金係

水道料金及び下水道使用料の徴収（未納分に限る。）に関すること。

給水工事係

(1) 給水装置の検査及び補助配水管（消化せんを除く。）の管理に関すること。

(2) 給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。

(3) 給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関することを除く。）。

(4) 給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関すること（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関することを除く。）。

(5) 給水装置工事の費用の決定に関すること。

(6) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。

水道部事業所

（配水事務所）

第28条 配水事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

調整課

事務係

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 所に属する工事に関する渉外事務に関すること。
- (3) 漏水防止等の統計に関すること。
- (4) 工事用資材の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) その他所の庶務に関すること。

施設第1課

施設係

- (1) 配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 消火せんに関すること。
- (3) 断水及び通水の調整に関すること。
- (4) その他所内他の課及び課内他の係の主管に属しないこと。

工事係

- (1) 配水管及びその付帯施設の維持・整備工事の施行に関すること。
- (2) 配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事の施行（工務課の所に属するものを除く。）に関すること。

施設第2課

施設係

- (1) 加圧施設及び遠隔監視設備の維持管理に関すること。
- (2) 減圧弁（浄水場内に設置されたものを除く。）の維持管理に関すること。
- (3) 電食の調査及び防止に関すること。

漏水防止課

計画係

- (1) 漏水防止計画に関すること。
- (2) 漏水の調査に関すること。
- (3) 漏水防止工事の検査に関すること。
- (4) その他課内他の係の主管に属しないこと。

漏水防止係

漏水防止工事の施行に関すること。

(浄水場)

第29条 浄水場の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 取水導水（ポンプ場揚水方式のものに限る。以下同じ。）、浄水、送水、配水（取水池及びその付帯設備のものに限る。以下同じ。）及び排水処理の設備の維持管理に関すること。
- (2) 取水導水、浄水、送水、配水及び排水処理の作業に関すること。
- (3) 構内の取締りに関すること。
- (4) 水質管理センターとの連絡に関すること。
- (5) 危険物の取扱いに関すること。
- (6) 場に属する器具、資材の出納保管に関すること。

(疏水事務所)

第30条 疏水事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 疏水の用地に関すること。
- (2) 疏水運河、疏水の水の使用に関すること。
- (3) 所に属する収入の調定及び徴収に関すること。

(4) 所に属する器具，資材の出納保管に関する事。

(5) その他所の庶務に関する事。

施設係

(1) 疏水路及びその付属物の維持管理（電気，機械設備を除く。）に関する事（改修の設計，施行を含む。）。

(2) 浄水場の取水，導水施設（浄水場の所管に属するものを除く。）の維持管理に関する事。

(3) 疏水流量の調節及び測定に関する事。

(4) 疏水路の取締りに関する事。

設備係

疏水路及びその付属物の電気，機械設備の維持管理に関する事。

下水道部事業所

（管路管理センター）

第31条 管路管理センター及び支所の事務分掌は，次のとおりとする。

事務係

(1) 取付管新設工事（供用中の公共下水道の処理区域内における取付管新設工事（管路建設課所管の工事を除く。）に限る。第6号並びに技術係の項第4号，第6号及び第8号において同じ。1件1,000,000円以下のものに限る。）及び排水設備工事の請負契約に関する事。

(2) 1件1,000,000円以下の取付管維持工事，雨水ます工事及び小規模工事の請負契約に関する事。

(3) 取付管及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関する事。

(4) 水洗便所設置奨励金の交付決定に関する事。

- (5) 排水設備工事（管理者が施行するものに限る。）の費用の調定及び徴収に関すること。
- (6) 排水設備工事のしゅん工検査の費用及び取付管新設工事の費用の調定及び徴収に関すること。
- (7) 排水設備工事の費用の分割納入の承認に関すること。
- (8) 水洗便所築造工事資金の貸付けの承認及び貸付金額等の決定に関すること。
- (9) 業務統計に関すること。
- (10) 所に属する器具、資材の出納保管に関すること。
- (11) その他センター又は支所の庶務に関すること。

管理係

- (1) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下同じ。）の維持管理に関すること。
- (2) 排水設備の清掃に関すること。

技術係

- (1) 排水設備の設置指導に関すること。
- (2) 排水設備の検査に関すること。
- (3) 排水設備工事計画の確認に関すること。
- (4) 取付管新設工事及び排水設備工事の施行及び監督に関すること。
- (5) 排水設備工事のしゅん工検査に関すること。
- (6) 取付管新設工事の費用及び排水設備工事の費用の決定に関すること。
- (7) 水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督及びしゅん工検査に関すること。
- (8) 取付管新設工事（1件1,000,000円以下のものに限る。）及び排水設備工事の徴収に関すること。

- (9) 排水設備工事の施行巡視に関する事。
- (10) 接続ますの位置設定業務に関する事。
- (11) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (12) 供用中の公共下水道の処理区域内における公共下水道施設の建設改良工事（管路設計課及び管路建設課所管に属するものを除く。）の設計、施行及び監督に関する事。
- (13) 1件1,000,000円以下の取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の検収に関する事。
- (14) 下水道法に定める行為の許可及び都市計画法に定める開発行為の協議に関する事。
- (15) 私道内公共下水道の整備に関する事。

（ポンプ施設事務所）

第32条 ポンプ施設事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 揚排水関連設備及び遠隔監視設備の維持管理に関する事。
- (2) その他所の庶務に関する事。

（水環境保全センター）

第33条 水環境保全センターの事務分掌は、次のとおりとする。

鳥羽水環境保全センター

調整課

- (1) センターに属する器具、資材及び車両の管理に関する事。
- (2) 庶務その他センター内他の課の所管に属しないこと。

水処理第1課

- (1) 下水処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。

水処理第2課

- (1) 下水処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。

汚泥処理課

- (1) 汚泥処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。

吉祥院水環境保全センター

- (1) 下水処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。
- (3) センターの庶務に関する事。

伏見水環境保全センター

- (1) 下水処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。
- (3) センターの庶務に関する事。

石田水環境保全センター

- (1) 下水処理施設の維持管理に関する事。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関する事。
- (3) センターの庶務に関する事。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)